

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年12月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900240 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900072 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 31 日の標準賞与額を 18 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に平成 18 年 7 月と同額の賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。当該期間に支払われた賞与を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された平成 18 年分給与所得の源泉徴収票及び平成 18 年 1 月分から同年 12 月分までの給与明細書 (平成 18 年 3 月分を除く) 並びに請求期間に係る同僚の賞与明細書 (以下、併せて「源泉徴収票等」という。) により、請求者は、当該期間において A 社から 20 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、18 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、源泉徴収票等により推認できる厚生年金保険料の控除額から 18 万 6,000 円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、これを確認できる資料がないことから、同僚のオンライン記録と同日の平成 18 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の役員で事業主の妻は、平成 18 年 12 月 31 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900260号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900073号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日及び平成19年8月13日は36万円、平成19年12月25日は12万円に訂正することが必要である。

平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年8月13日
⑤ 平成19年12月25日

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われていたにもかかわらず厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、当該賞与を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び平成19年分給与所得の源泉徴収票並びに複数の同僚から提出された給与支給明細書(賞与)によると、請求者は、A社より請求期間①から④までは36万円、請求期間⑤は12万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900279号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900074号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日及び平成19年8月13日は25万円、平成19年12月25日は11万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年8月
③ 平成18年12月
④ 平成19年8月
⑤ 平成19年12月

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われていたにもかかわらず厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、当該賞与を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書(賞与)により、請求者は、A社から請求期間①から④までは25万円、請求期間⑤は11万7,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①から④までは25万円、請求期間⑤は11万7,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①及び②は1万7,860円、請求期間③及び④は1万8,302円、請求期間⑤は8,773円)を事業主

により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①から⑤までの賞与の支払日については、複数の同僚から提出された預金通帳で確認できる振込日より、請求期間①は平成17年12月28日、請求期間②は平成18年8月11日、請求期間③は平成18年12月25日、請求期間④は平成19年8月13日、請求期間⑤は平成19年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。